

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域若者会議概要

1 設置目的

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域(以下、「圏域」という。)全体の経済のけん引に関する事業の検討にあたり、圏域内に住所を有する若者の意見を聴取するため、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)第8条に規定する部会を設置する。

2 部会の名称

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域若者会議(以下、「若者会議」という。)

3 検討事項

地域の活性化を図るため、圏域全体の経済成長をけん引する取組について検討する。

4 部会長及び副部会長

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会(以下、「懇談会」という)会長が指名する懇談会委員をもって充てる。

5 部会への参加者

懇談会会長は、設置要綱第8条第2項の規定に基づき、圏域内に住所を有する若者で、連携中枢都市及び連携市町の推薦を受けた者に、若者会議への参加を求めるものとする。

6 若者会議の設置期間

2018年4月25日から2020年3月31日まで